

◎新潟県告示第297号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 都市地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟県全ての都市地域の一部	5

- 2 農業地域に次の区域を追加する。

区域	面積（ヘクタール）
南魚沼市の一部	15

- 3 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
長岡市の一部	39
南魚沼市の一部	43

- 4 森林地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟県全ての森林地域の一部	9

- 5 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
胎内市の一部	1
上越市の一部	1
糸魚川市の一部	1